

KOBEスマートシティ推進コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本会は、KOBEスマートシティ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムはテクノロジーの実装・デジタル化の加速によって新しい価値を創出し、神戸市における地域課題の解決、市民生活の豊かさと利便性向上、経済活動の回復・成長、環境貢献など、SDGsの達成による持続可能なスマートシティを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スマートシティの実現に向けたサービス創出の推進
- (2) 会員交流の促進
- (3) コンソーシアム活動の市民への情報発信、市民参画の促進
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

(組織)

第4条 コンソーシアムは、コンソーシアムの目的に賛同する団体、法人及び地方公共団体（以下「会員」という。）で組織する。

- 2 コンソーシアムに、議決機関として総会を置く。
- 3 コンソーシアムは、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に運営委員会を置く。

(会員)

第5条 コンソーシアムの会員は、正会員、特別会員で構成する。

- 2 会員に関する事項は、別に定める。

(総会)

第6条 総会は、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、運営委員長が招集する。
- 3 総会の議長は、運営委員長が担う。ただし、運営委員長が欠席の場合は、運営副委員長またはあらかじめ運営委員長が指名する者が議長を務める。
- 4 総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。
- 5 総会は、正会員の過半数が出席することで成立するものとする。

(総会の決議)

第7条 総会は、次の事項を審議し、決議を行う。

- (1) 基本方針（以下「基本方針」という）の決定
- (2) コンソーシアムの予算、決算、事業計画及び事業報告に関すること
- (3) コンソーシアムの運営委員長、運営副委員長、運営委員、事務局長及び監事の選任ならびに解任
- (4) コンソーシアム規約及び運営委員会規則の制定、廃止又は改定に関すること
- (5) その他、コンソーシアムの運営にかかる重要事項に関すること

2 総会の決議は、有効票（出席会員及び委任状）の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

3 総会は、会員の書面又は電磁的記録（以下、「書面等」という。）による意思表示を認めるものとし、議決は書面等によることを妨げない。書面等により議決権を行使する場合は、総会開催日の前日のコンソーシアムの業務時間の終了の時までに、当該書面等を提出して行うものとする。書面等により行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(委任)

第8条 正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の正会員に議決権の行使を委任することができる。委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。

(役員)

第9条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 運営副委員長 1名
- (3) 運営委員 3名以上
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 1名

2 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員長はコンソーシアムを代表し、会務を総理する。
- (2) 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長不在の場合にその職務を代行する。
- (3) 運営委員は運営委員会を構成し、コンソーシアム運営上必要な事項を審議し執行する。
- (4) 事務局長は本会の事務を総括し、会計を兼任する。
- (5) 監事はコンソーシアムの会計を監査する。

3 運営委員長、運営副委員長は運営委員の中から総会の決議により選任する。

4 運営委員、事務局長及び監事は、正会員の中から総会の決議により選任する。

5 役員の任期は、選任された日から1年とする。総会の決議により再任されることができる。

6 運営委員と事務局長は兼務することが出来る。

7 役員が任期の途中において異動した場合は、その役員が所属する団体又は企業の後任者が前任者の地位を継承するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

8 役員の報酬について無償とする。

(運営委員会)

第10条 コンソーシアムは、全ての運営委員で構成する運営委員会を設置する。

2 運営委員会の組織、権限および運営に関する事項については別に定める。

(アドバイザー)

第11条 会員は、専門的知識・見識を要する事項について、神戸市が設置したアドバイザーに意見を求めることができる。

2 前項の手続・費用については、神戸市において定める。

(会計)

第12条 コンソーシアムに要する経費は、会員からの会費、神戸市の分担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(監査)

第13条 コンソーシアムは、毎事業年度の終了後、事業報告、決算報告、収支計算書の各書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会員に書面又は電磁的記録を用いて報告する。

(事務局)

第14条 コンソーシアムの事務を処理するため、コンソーシアム事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

2 事務局の体制は、総会の承認を得るものとする。

3 コンソーシアムの資産は事務局が管理する。

4 コンソーシアムの事務及び会計については、別に運営委員長が事務処理規定を定める。

5 コンソーシアムは事務の実施内容に応じて、実施事務に係る費用を事務局に支払うことができる。

(秘密保持)

第15条 会員は、コンソーシアムにおいて知り得た活動内容または他の会員に関する一切の事項を、無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

ただし以下のような情報については守秘義務の対象外とする。

(1) 開示当事者が開示した時点で、受領当事者が既に知っている情報。

(2) 開示当事者が開示した時点で既に公知となっている情報。

(3) 開示当事者による開示後、受領当事者の過失によらず公知となった情報。

(4) 受領当事者が、適法な権利を有し、かつ開示当事者に対する守秘義務に拘束されない第三者から、守秘義務に拘束されことなく適法に入手した情報。

(5) 受領当事者が独自に行った開発活動の結果として得た情報。

(知的財産権)

第16条 コンソーシアムの活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次のとおり定める。

- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。
- (2) コンソーシアムでの活動で生ずる知的財産権等の帰属については、別途コンソーシアム、参加会員間で協議し書面をもって明確にする。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営について必要な事項は運営委員長が定める。

附 則

- 1 本規約は、令和4年3月10日から施行する。
- 2 コンソーシアムの設立初年度の役員の選任については、第7条第1項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアムの設立初年度の予算の議決については、第7条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 コンソーシアムの設立初年度の会計年度については、第12条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和5年3月31日までとする。

附 則

本規則は、令和7年4月1日から施行する。

改定履歴

改訂日時	改訂内容
令和7年4月1日	・「KOBEスマートシティ推進コンソーシアム規約_2024年度版」の第3条1～4項の記載内容を変更